

アセットマネジメント (資産管理)

水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する実践活動のこと。

稼動している施設の状態などを適切に診断・評価し、更新の必要性や時期を検討するとともに、その財源確保の方策を講じることで実践可能となる。

厚田浄水場

厚田区内(虹が原地区を除く)に水道水を供給するための浄水場。

(昭和37年3月20日 給水開始)
計画一日最大給水量は、1,800m³

石狩西部広域水道企業団

札幌市・小樽市・石狩市・当別町における安定した水道水の供給を確保するため、広域的な視点に立った水道施設の整備を目的として設立された一部事務組合。(平成4年設立)

当別ダムの上水を浄水処理して、3市1町に用水供給を行う。(現在は、札幌市を除く2市1町に供給しており、札幌市は令和7年度から受水開始予定)

一般会計繰入金(★)

水道事業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するために一般会計から繰り入れる資金で、企業債の元利償還金や建設費などを対象とする。

繰り入れの基準は、総務省から毎年度通知される。

応急給水

事故や災害などにより水道の給水ができなくなった場合に、給水車などを利用して飲料水を給水すること。

隔測メーター

検針の際に水量を確認するためのメーターで、主に建物の壁に設置されている。地下に設置されている水道メーター(p.7)本体とコードで繋がっていて、同じ数値が表示される。

緩速ろ過方式

細かなろ過砂の層にゆっくりとした速さで水を通し、砂層表面に微生物の働きでできたろ過膜によって水の中の浮遊物や細菌、臭いなどを取り除き、水をきれいにする方式。

原水の水質が良好な場合、急速ろ過方式に比べ、薬品費などの維持費が低廉となる場合があるので、この方式が採用される。市内では浜益浄水場、濃尻浄水場が緩速ろ過方式を採用している。

元利償還金(★)

浄水場や水道管などの施設を建設する際の資金として、国や金融機関など

から借り入れた企業債（借金）の元金と利息の返済金のこと。

きほんりょうきん すいりょう
基本料金（水量）

水道料金のうち、水を使用してもしなくても定額でかかる料金のこと、本市では、その水量が0～7 m³となっている。

きぎょうかいけい
企業会計(★)

一般的な官庁会計（単式簿記）に対し、水道事業会計など地方公営企業で採用している、複式簿記に基づいた会計のこと。

官庁会計と異なる主な部分は、予算（決算）をサービス提供に関する収支（収益的収入及び支出）と施設の建設に関する収支（資本的収入及び支出）に区分して行うこと、また、財務状況を明確に示す資料（ざいむしよひょう財務諸表）を作成することや消費税を明確に区分していることである。＝地方公営企業会計

きぎょうさい
企業債(★)

浄水場や水道管などの施設を建設する際、その財源として国や金融機関などから借り入れる資金のこと。

返済期間は 10～30 年。

キャッシュ・フロー計算書(★)

予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における現金の流

れを活動区分別に表示した報告書のこと。

官庁会計が現金主義であるのに対し、企業会計は債権・債務の発生をもって収益や費用を認識する「発生主義」を採用しているため、現金の動きに関する情報を把握する目的で作成する。

きゆうすいかん
給水管

配水管から分岐して、各家庭などに引き込んでいる水道管のこと。

きゆうすいくいき
給水区域

厚生労働大臣の許可を得て、市が水道を給水することとした区域。

厚田区内及び浜益区内の一部を除く石狩市内全域で、面積は 212 km²

きゆうすいくいきないじんこう
給水区域内人口

市内全ての人口のうち、給水区域内に住んでいる人口のこと。

きゆうすいげんか
給水原価

水道水 1 立方メートルを作るために必要な経費。

対象経費は、サービス提供にかかる維持管理費や施設の減価償却費、支払利息などの消費税抜きの経常費用。

給水原価 (円/m ³)	=	経常費用-(受託工事費+材料及び 不用品売却原価等)
		年間総有収水量

きゅうすいこすう
給水戸数

給水区域内において、水道を利用している世帯数（戸数）のこと。

きゅうすいじんこう
給水人口

給水区域内において、水道を利用している人口のこと。

きゅうすいそうち
給水装置

市が整備した配水管から分岐して、住宅用などの目的で設置された給水管と、これに直接つながっている蛇口や給湯ボイラーなどの器具のこと。

給水装置は、建物所有者の財産となり、故障に係る修繕費は自己負担となる。

ただし、配水管から水道メーターまでの漏水等は市が修理する。

きゅうすいていし
給水停止

浄水場などの施設の故障や災害等により、水質基準の確保が不可能となった場合に、緊急的に浄配水場からの給水を停止すること。

また、水道料金が一定期間未納であり、納付の意志が見られず、今後も納付の可能性が低いと判断した場合、やむを得ず給水を停止する処分のこと。

水道メーターに接続している止水栓を締め、給水を止める。

きゅうそく か ほうしき
急速ろ過方式

水中の小さな濁りや細菌類などを薬品で凝集、沈殿させた後の上澄みを、ろ過砂の層に通し、水をきれいにする

方式。市内では厚田浄水場、実田浄水場が急速ろ過方式を採用している。

きょうきゅうたんか
供給単価

年間の料金収入（給水収益）をそのもととなった水量で割った値で、1立方メートルあたりの販売単価を示す。

供給単価 (円/m ³)	=	給水収益（税抜） 年間総有収水量
-----------------------------	---	---------------------

くりのべしゅうえき
繰延収益(★)

減価償却の対象となる固定資産の取得や更新に充てた、国庫補助金などの外部からの資金を整理したもので、貸借対照表では負債に整理される。

当該固定資産の毎年度の減価償却費に^{ちようきまえうけきんれいにゆう}応じた額を『長期前受金戻入』として収益化する。

げんかしょうきやくひ
減価償却費(★)

浄水場、配水場や水道管など、事業のために必要な施設・設備（固定資産等）について、その取得価額を法定耐用年数に応じて均等に費用化したもの。

けんしん
検針

料金を賦課するために、各戸の水道メーターで使用水量を確認すること。

本市は、毎月初めに検針を行い、前月の使用分を確認する。

げんすい
原水

湧き水や河川水、ダム用水など、天然の水のこと。

原水を浄水場に取り込んで、薬品などにより処理した水を水道水（浄水）として供給する。

ごきびるじょうすいじょう
濃屋浄水場

浜益区濃屋に設置されている浄水場で、同地区と厚田区濃屋に水道水を供給している。（昭和50年10月1日給水開始）

計画一日最大給水量は、72 m³

こていしさん
固定資産(★)

事業で使用する土地や建物、構築物など、具体的な物としての有形固定資産や施設利用権などの権利を示す無形固定資産のこと。

こていふさい
固定負債(★)

企業債償還金などの負債のうち、1年以上後に返済期限が到来するもの。

また、退職給付引当金や修繕引当金など、将来の特定の費用を引き当てたもののうち、1年以上後に取り崩す予定のものをいう。

ざいむしょひょう
財務諸表(★)

事業の財政状況を示す資料で、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」などがある。

これらの作成により、当年度の収益や費用が明らかとなり、その結果、利益あるいは損失など、事業の経営状況が判るほか、年度末時点において事業が保有している資産や負債といった財政状態が把握できるようになる。

ざんりゅうえんそ
残留塩素

水道水を作るための殺菌・消毒に使われる塩素系薬剤を有効塩素といい、蛇口から出る水に残っている有効塩素のことを残留塩素という。

残留塩素は、時間の経過や温度の上昇によって消失しやすいため、浄配水場から一番離れている地点（末端）で濃度が保たれるよう調整する必要がある。

しきりべん
仕切弁

配水管内の水の流れを止める弁。

漏水や破損事故などの際、給水が止まらないよう水の流れるルートを変えるときなどにも使用する。

しさん
資産(★)

現金や預金、購入した物品や工事によって取得した施設、あるいは権利などのことをいい、特に施設や権利については、それらが将来収益を生む見込みのあるものをいう。

資産は、固定資産、流動資産、繰延資産に分類され、貸借対照表の左側（借方）に記載される。

しすいせん
止水栓

蛇口とは別に設けられた、水を止めるための栓のことで、洗面台の下やトイレ付近に設置されている。

また、水道メーターの接続部にもあり、住宅の水を根元で止めることができる。

しせつりょうりつ
施設利用率

浄水場や配水場などの施設の処理能力に対して、実際に利用されている割合のことで、適正な施設規模かどうかを判断するための指標のひとつ。

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{平均配水量}}{\text{施設能力}} \times 100$$

していきゆうすいそうちこうじぎょうしゃ
指定給水装置工事事業者

水道事業が市内（給水区域内）で給水装置工事を行うことを認めた事業者のこと。

事業者から提出された申請書類を審査し、法令に定める材質や構造などを適正に守って工事を行うことができると認められた場合に市が指定する。

しほん
資本(★)

一般的に、企業の経営における「元手」を意味するが、会計上は、資産総額から負債総額を差し引いた残額（企業の正味財産高）。

資本は、「資本金」と「剰余金」の大きく2つに分類され、貸借対照表の右側（貸方）に記載される。

しほんてきしゆうにゆうおよびししゅつ
資本的収入及び支出(★)

予算（決算）区分のひとつ。浄配水場や水道管等の施設の建設など、支出の効果が翌年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入のこと。

家計に例えると、住宅建設とローンの返済。

しほんじょうよきん
資本剰余金(★)

資本剰余金は、土地などの減価償却を行わない資産の取得に充てた国庫補助金や受贈財産評価額及び工事負担金などのこと。

しゆうえきてきしゆうにゆうおよびししゅつ
収益的収入及び支出(★)

予算（決算）区分のひとつ。一事業年度において、企業（水道事業）の経営活動に伴って発生するすべての収益と費用のこと。

収入は水道料金、費用は施設の維持管理費などとなり、これらの収支結果を黒字・赤字という。

じゅうりょうりょうきん
従量料金

水道料金計算のうち、基本料金と別に、実際に使用した水量に応じて算定される料金のこと。

じゅうすいそう
受水槽

配水管からの水を一旦溜めて建物内部に給水するためのタンクのこと。

配水管から直接給水できない場合や、水を一度に多く使う施設に設置される。

じゅすいひ
受水費(★)

他の水道事業や用水供給事業から供給された水道水に対して負担する費用のこと。

市では、石狩西部広域水道企業団からの用水受水に対して、年間7億円程度を支払っている。

じゅたくすいどうぎょうむぎじゅつかんりしゃ
受託水道業務技術管理者

第三者委託を受託する事業者が、水道法に基づき設置しなければならない技術上の管理者のこと。

⇒『水道技術管理者』を参照

じょうすい
浄水

地下水や河川水などの原水をろ過・滅菌などの処理をし、水道法上の水質基準を満たした処理水のこと。＝水道水

しんこうちゅうおうはいすいじょう
新港中央配水場

石狩西部広域水道企業団からの水道用水を受水して、樽川・新港・花川南・花畔・本町・八幡・高岡・生振地区に給水するための配水施設。

(平成25年4月1日 給水開始)
計画一日最大給水量は、13,550 m³

すいしつけんさ
水質検査

水道法に定める水質（安全で清浄な水）を確保するため、水道事業者に義務付けられた定期及び臨時の検査のこと。

色や濁り、味や臭気などのほか、残留塩素や細菌・化学物質などについての検査を行う。

検査回数や頻度（毎日・毎月など）は法令で詳細に定められており、市内に設定した検査地点から採水して検査を行う。

すいどうぎじゅつかんりしゃ
水道技術管理者

水道法において、水道事業への配置が義務付けられている技術面での責任者のこと。

水道における一定以上の知識や実務経験を必要とし、水道設置者（市長）によって任命される。水道技術管理者に必要な資格要件は、水道法及び本市条例に規定されている。

すいどうじぎょうけいえいせんりやく
水道事業経営戦略

水道事業を取り巻く環境変化に対応し、健全な水道事業経営の実現に向けた実効性を確保していくための中長期的な経営の基本計画。

施設・整備に関する投資の見通しである「投資試算」と、財源の見通しである「財源試算」から構成される。

10年間の計画期間を維持しながら、過去の検証に基づき4年毎に見直しを行うこととして、平成28年に策定し、令和3年に見直しを行った。

すいどうしせつこうしんけいかく
水道施設更新計画

水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業の実現を目指すための具体的な計画。

老朽化した水道施設の解消と施設の耐震化を進めるため、中長期的な視点に立ち、更新する施設や毎年の事業費、必要となる財源などを明確に定めている。

平成22年度に策定し、10年経過した令和2年度に見直しを行った。

すいどう
水道ビジョン

市水道事業が目指すべき理想像（安全・安定・満足・経営）と、その実現に向け、概ね10年間に取り組むべき施策目標を定めたもので、平成18年度に策定。

平成26年度には、目指すべき理想像を“持続・安全・強靱”に改め、新たな時代に合わせた「石狩市新水道ビジョン」を策定している。

すいどう りょうすいき
水道メーター（量水器）

配水管から住宅などに引き込んだ水の量を測るための器具。

配水管から分岐した給水管に接続されており、通常は敷地内の地下に設置されている。

市では、1年を通して毎月検針ができるようにかくそく隔測メーター（p.1）を併せて設置している。

水道メーターは『計量法』で8年ごとの取替えが義務付けられており、一

般家庭のメーターは有効期限が切れる前に市で取替えを行う。

せんかんさぎょう
洗管作業

水質を維持するために、配水管内部の付着物や錆などを洗浄する作業のこと。市では、エリアごとに定期的に洗管作業を実施している。

そうすいかん
送水管

浄水場で処理した水を配水場などに送るための水道管のこと。

そんえきかんじょうりゅうほしきん
損益勘定留保資金(★)

収益的支出のうち、減価償却費や資産減耗費など、現金の支出を必要としない費用の計上により、企業内部に留保される資金。

そんえきけいさんしよ
損益計算書（P/L）(★)

予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における経営成績を表すもので、その期間中のすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載して、その結果（純利益又は純損失）を表示した報告書のこと。

だいさんしゃいたく
第三者委託

浄水場の運転管理業務など、水道の管理に関する技術上の業務について、経理的・技術的基礎を有する「第三

者」(他の水道事業者または民間)に委託すること。

業務受託者が「受託水道業務技術管理者」を配置し、水質管理など水道法に規定する法的責任を含めて受託する。

本市においては、平成20年度に旧石狩市域に導入、平成22年度には厚田・浜益区にも拡大し現在に至っている。

たいしゃくたいしょうひょう

貸借対照表 (B/S) (★)

予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点におけるすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書のこと。

貸借対照表は左右に分かれており、左側(借方)に資産、右側(貸方)に負債と資本を記載する。

原則として、資産＝(負債＋資本)が成り立ち、左右の合計額が均等となることから、バランス・シートとも呼ばれる。

たいしんかん

耐震管

地震による被害を受けにくい水道管のこと。

その地域において予期しうる震度では健全な性能を失うことなく、また、最大級の震度であっても、その生じる損傷が軽微であり、機能に重大な影響を及ぼさない性能を有する水道管のこと。

たな卸資産(★)

おろししきん

事業が所有する材料、製品などの有形の動産で、営業目的に関するもの。

水道事業では、量水器(水道メーター)がこれにあたる。

毎月の購入(入庫)と販売(出庫)を帳簿で管理し、月末に在庫のたな卸しを行う。

ちようきまえうけきんれいにゆう

長期前受金戻入(★)

施設などの固定資産を取得する際に財源として繰り入れた国庫補助金や一般会計繰入金など、企業外部からの金銭または物件について、毎年度の減価償却見合い分を収益化するもの。

現金の収入は伴わない。

どうすいかん

導水管

地下水や河川水などの原水を浄水場に送るための水道管のこと。

未処分利益剰余金(未処理欠損金)(★)

みしよぶんりえきじょうよきん みしよりけつそんきん

前年度からの繰越利益剰余金(繰越欠損金)に1年間の事業活動によって生じた利益(損失)を合計した額で、未処分利益剰余金は、処分の目的が与えられていない状態のものをいい、そのまま翌年度に繰り越すか、あるいは、条例の規定または議会の議決を経て、特定の目的のために積み立てられる。

未処理欠損金は、積立金があればこれで補てんし、なければ翌年度に繰り越すこととなる。

とうべつじょうすいじょう
当別浄水場

当別ダムを水源とした石狩西部広域水道企業団の浄水場。(平成 24 年完成)

令和 6 年度の第 2 期事業終了(予定)後は、札幌市、小樽市、当別町、石狩市の札幌圏に 1 日最大 77,800 m³ の水道用水を供給できる。

とうべつ
当別ダム

治水(洪水調整)と利水(かんがい・水道用水の供給)を目的に建設されたダムで、石狩西部広域水道企業団用水の水源。(平成 24 年完成)

にんていすいりょう
認定水量

給水設備の故障や漏水事故などにより、通常よりも使用水量が多い使用者について、実態を調査した上で、規定に基づき一定の水量を減じた水量のこと。

はいすいかん
配水管

配水場から送り出した水を各家庭等の給水管まで運ぶための水道管のこと。一般的には道路の下に埋設されている。

はいすいち
配水池

浄水を溜めておく施設のこと、浄水場や配水場に設置されている。

はいすいりょう
配水量

浄水場から送り出した水量のこと。

1 年間の配水量を「年間総配水量」(又は、年間給水量)といい、有効率や有効率の計算の基礎に用いられる。

はいでい
排泥

水道管の中の濁り水を排出することで、配水管の場合は消火栓などから行う。家庭内の蛇口からしばらく水を出して濁りなどを取ることを家庭内排泥という。

はなかわきたはいすいじょう
花川北配水場

石狩西部広域水道企業団からの水道用水を受水して、花川北・花川南の一部・花川東・緑苑台地区に給水するための施設。

もとは、札幌市から購入した水を受け、花川北の一部地域に給水するための施設として使用されていた。

計画一日最大給水量は、7,850 m³

はまますじょうすいじょう
浜益浄水場

浜益区群別に設置されている浄水場で、浜益・川下・柏木・群別・幌・毘砂別地区に給水している。

(昭和 39 年 4 月 1 日 創設)

計画一日最大給水量は、879 m³

ふきゅうりつ
普及率

給水区域内人口のうち、実際に給水している人口の割合のこと。

$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{給水人口}}{\text{給水区域内人口}} \times 100$$

ふさい
負債(★)

一般的には、後日他人に対して支払うべき金銭債務を指し、水道事業では、施設建設の際に国や金融機関から借り入れた企業債などがこれに当たる。

負債は「固定負債」、「流動負債」、「繰延収益」に分類され、貸借対照表の右側(貸方)に記載される。

フロック

浄水場の処理過程で、原水に含まれる細かい土や砂を沈殿しやすくするために「ポリ塩化アルミニウム(PAC=パック)」という凝集剤で固めたもの。

ほざいげん
補てん財源(★)

水道事業などの施設を抱える地方公営企業では、一般的に資本的収入が資本的支出に不足することが多い。

補てん財源とは、その不足額を補う自己資金のことで、減価償却費などの現金支出を伴わない費用に相当する料金収入など、外部に流出せず会計内部に留まる資金(損益勘定留保資金)等のことをいう。

みたじょうすいじょう
実田浄水場

浜益区御料地に設置されている浄水場で、実田・御料地地区に給水している。(平成11年3月31日受贈)

計画一日最大給水量は、171 m³

むこうすいりょう
無効水量

浄水場から出た水量(配水量)のうち、漏水などにより料金の対象にならず、また、水道事業としても有効に使われなかった水量のこと。⇔有効水量

ゆうこうすいりょう
有効水量

浄水場から出た水量(配水量)のうち、水道料金の対象となったほか、水道事業として有効に使われた水量のこと。

洗管作業など、水道料金の対象とはならないが、水道の運営の為に有効に使われた水量のこと。⇔無効水量

ゆうこうりつ
有効率

配水量に占める有効水量の割合。

割合が高いほど、漏水などで無駄となった水量が少ないことを示す。

$$\text{有効率(\%)} = \frac{\text{年間総有効水量}}{\text{年間給水量}} \times 100$$

ゆうしゆうすいりょう
有収水量

浄水場から出た水量（配水量）のうち、水道料金の対象となった水量のこと。

ゆうしゆうりつ
有収率

配水量に占める有収水量の割合。割合が高いほど、経費の回収率が高いことを示す。

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間給水量}} \times 100$$

りえきじょうよきん
利益剰余金(★)

事業活動で生じた利益で、条例に基づいて特定の目的のために積み立てた「減債積立金」「利益積立金」及び「建設改良積立金」と特定の目的を持たない「未処分利益剰余金」のこと。

りゅうどうしきん
流動資産(★)

現金・預金、有価証券など、容易に現金化できる当座資産と、たな卸資産（水道メーターなど）のこと。

りゅうどうふさい
流動負債(★)

1年以内に返済期限が到来する企業債償還金や、1年以内に取り崩す賞与引当金などのこと。

りょうきんたいけい
料金体系

事業の運営に必要な費用を賄うため、それぞれの水道使用者からどのように料金を徴収するか定める仕組みのこと。

家庭用・業務用など、使用実態に応じて料金を設定する「用途別料金体系」や、使用している水道メーターの口径ごとに料金を設定する「口径別料金体系」があり、これらの料金体系を基本として、使えば使うほど料金が高くなる「逡増型料金体系」や逆に安くなる「逡減型料金体系」を設定する。

本市は、「口径別・逡増型料金体系」を採用している。

ろうすい
漏水

水道管の亀裂や穴、水道メーター・給湯器などの設備と給水管の接合部から水が漏れること。

ワン・イヤールール(★)

資産及び負債を貸借対照表上に記載する際、「固定資産」「流動資産」のいずれとするか、また、「固定負債」「流動負債」のいずれとするかを区分する基準のこと。

決算日後1年の間に現金化又は費用化するものを流動資産、1年を超えるものを固定資産として、また、1年の間に支払期限が到来するものを流動負債、1年を超えるものを固定負債として分類する。